

(写)

豊水経第241号

令和5年(2023年)8月22日

豊中市上下水道事業運営審議会 会長 様

豊中市長 長内 繁樹



諮問書

豊中市上下水道事業運営審議会規則(平成3年豊中市規則第8号)
第2条の規定に基づき、別紙「水道料金及び下水道使用料の改定の必
要性とそのあり方」について、貴会の意見を求めます。

別紙

水道料金及び下水道使用料の改定の必要性とそのあり方

豊中市上下水道局

目次

1. 水道料金の改定の必要性とそのあり方について	1
1-1. これまでの取組み	1
1-2. 現状と課題	2
1-3. 水道料金の改定の考え方	6
1-4. 水道料金の体系	9
2. 下水道使用料の改定の必要性とそのあり方について	10
2-1. これまでの取組み	10
2-2. 現状と課題	11
2-3. 下水道使用料の改定の考え方	15
2-4. 下水道使用料の体系	18
3. 適正な水道料金及び下水道使用料について	19

1. 水道料金の改定の必要性とそのあり方について

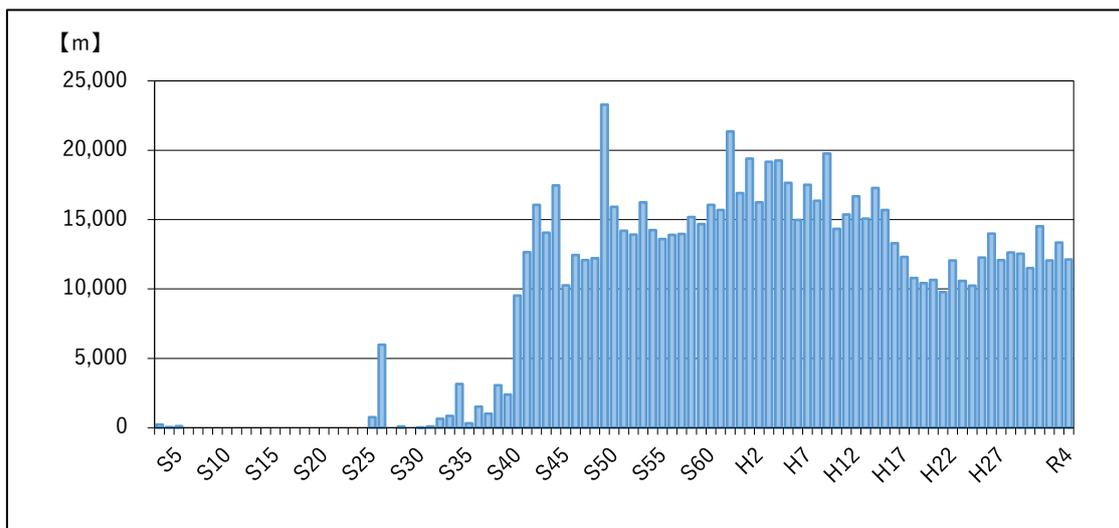
1-1. これまでの取組み

本市の水道事業は、昭和3年に通水を開始して以来、大阪府営水道（現、大阪広域水道企業団）による受水と、猪名川を水源とする自己水を確保し、昭和30年代から40年代までの高度経済成長期を中心に水道施設の拡張事業を重ねながら、市民生活や都市活動を支えるライフラインとして本市の成長と発展を支えてきました。具体的には、これまで取水場1か所、中継ポンプ場1か所、浄水場1か所、配水場6か所、受水場1か所さらに導水管や配水管などの管路を約820km整備してきました。

量的確保を概ね図ることができた昭和50年ごろからは、老朽化した管路の更新や水圧不足の解消といった施設の整備を進め、特に綿密な水運用を行うための配水小ブロック化については、昭和54年から順次整備を進め、令和9年度に完成する予定です。

また、災害に強い施設を構築するため、管路や施設の耐震化を進めており、管路の耐震適合率は約36%、配水場についてはすべての耐震化を完了しています。

(図1-1) 年度別水道管敷設延長

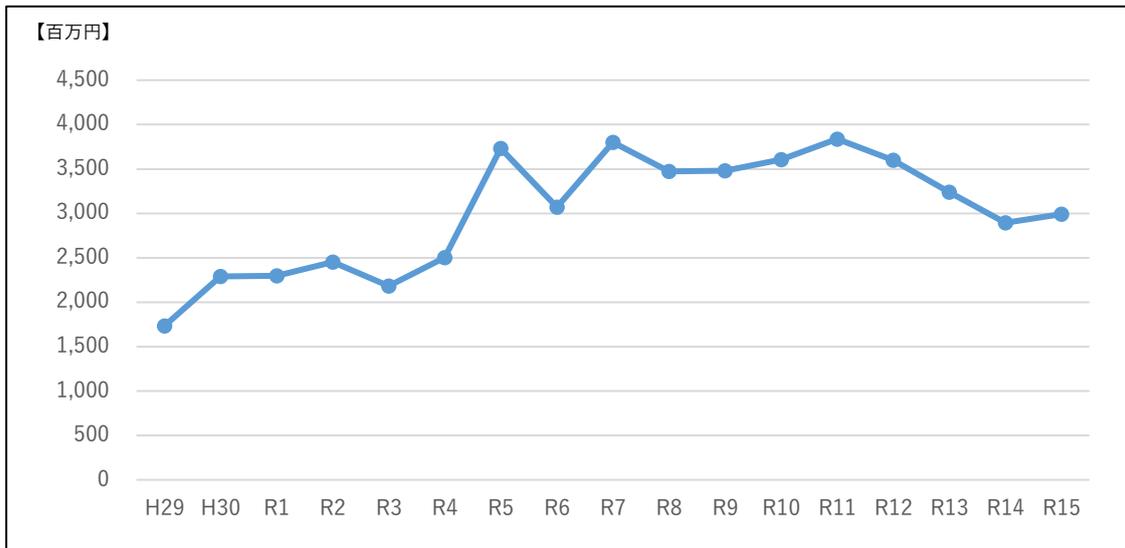


1 - 2. 現状と課題

現在の給水人口は約40万人、普及率はほぼ100%を達成しています。一方、これまで整備してきた水道施設が経年による劣化のため順次更新時期を迎えており、継続的かつスピード感を持った更新が必要となっています。管路については、年間約8.5kmずつ耐震管を用いて更新していますが、すべての管路を耐震管に更新するには、今後50年以上の期間を要します。

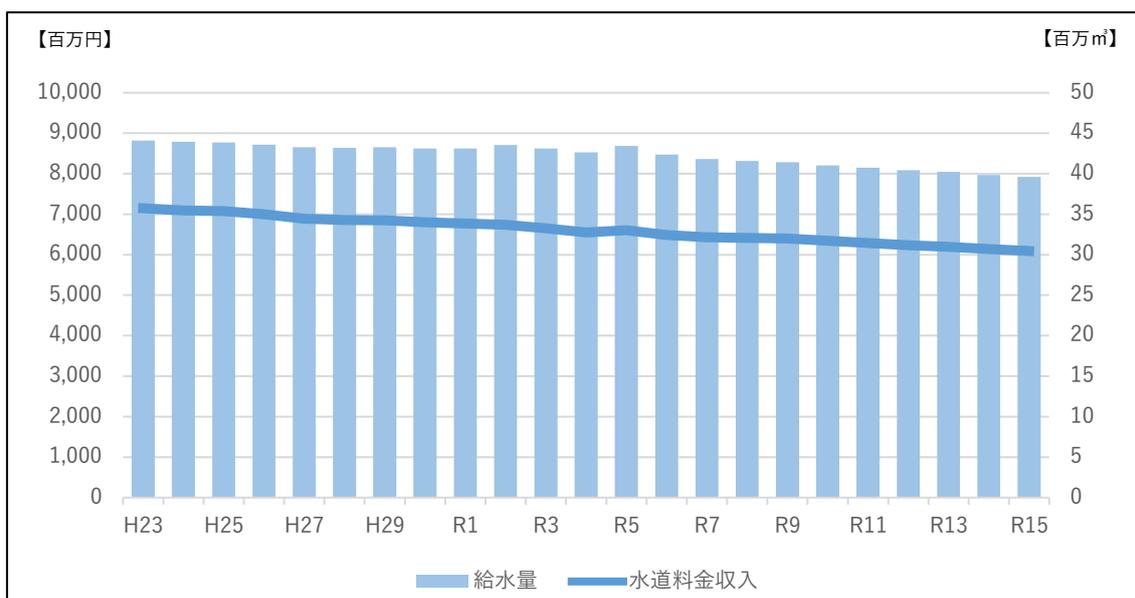
また、水道施設の更新などに要する費用については、世界情勢の影響などを受けた物価高騰の影響等から今後も増加していくものと見込んでいます。

(図1-2) 施設更新費用



一方、給水量は、使用者の節水意識の高まりや節水型機器の普及などにより、平成2年度をピークに、年々減少し続けています。このため、水道料金収入も年々減少し、令和4年度は、平成23年度と比較して、約8%減少の65億5千2百万円にまで落ち込んでいます。これらの傾向は、今後も継続していくものと見込んでいます。

(図1-3) 給水量と水道料金収入の推移

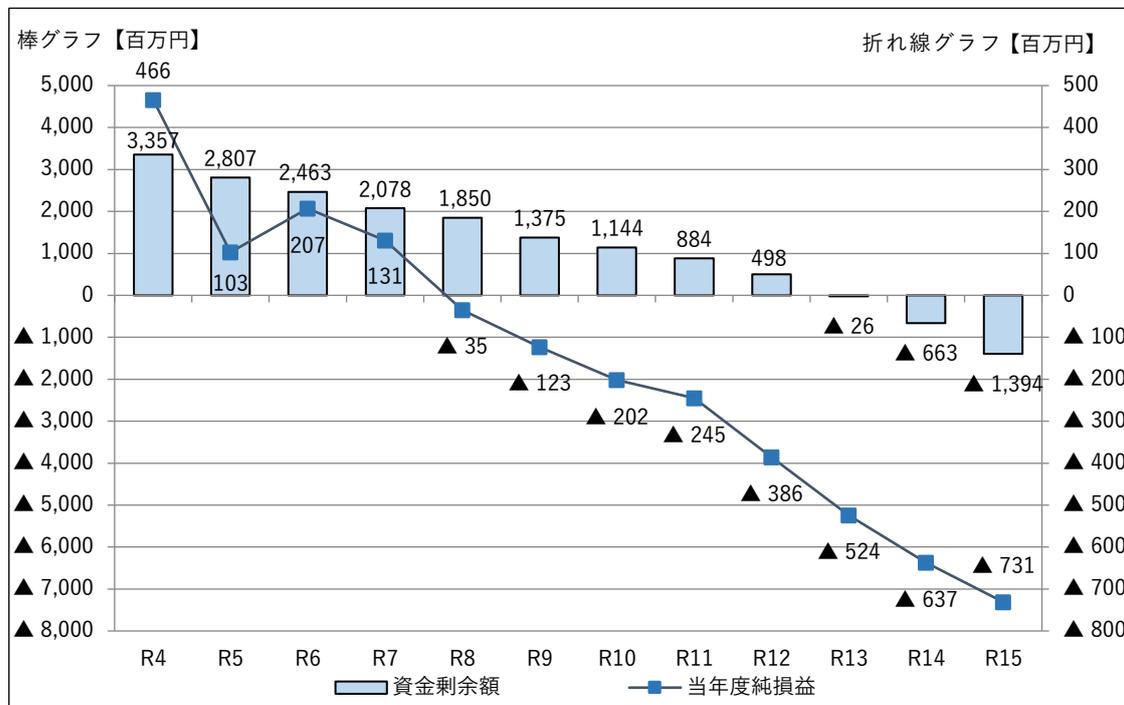


このように水道施設の更新などに要する費用が増加し、収入が減少傾向にある中、令和4年度水道事業決算の見込みにおいては、供給単価が156.38円/m³、給水原価が161.35円/m³となり、これらを比較した「料金回収率」は、96.92%で「原価割れ」の状態となっています（図1-5）。

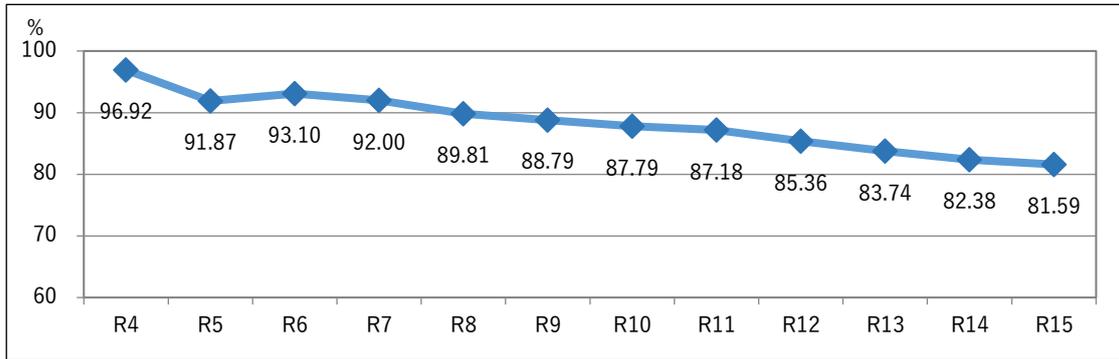
さらに、今後の経営状況を試算すると、令和8年度に3千5百万円の赤字となり、その後も赤字が続くことにより、年々資金剰余額を取り崩し、令和13年度には、資金不足に陥ると見込まれます（図1-4）。

このほか、1年間の債務の支払い能力を示す「流動比率」は、令和11年度に100%を下回り約96%（図1-6）に、水道料金収入に対する借金の割合を示す「企業債残高対給水収益比率」については、年々上昇し続け、企業債残高が増加していく見込みです（図1-7）。さらに、様々な費用の支払いに必要となる現金の保有状況を示す「現金預金残高」は、常備する必要がある20億円を令和12年度に下回ることが見込まれます（図1-8）。

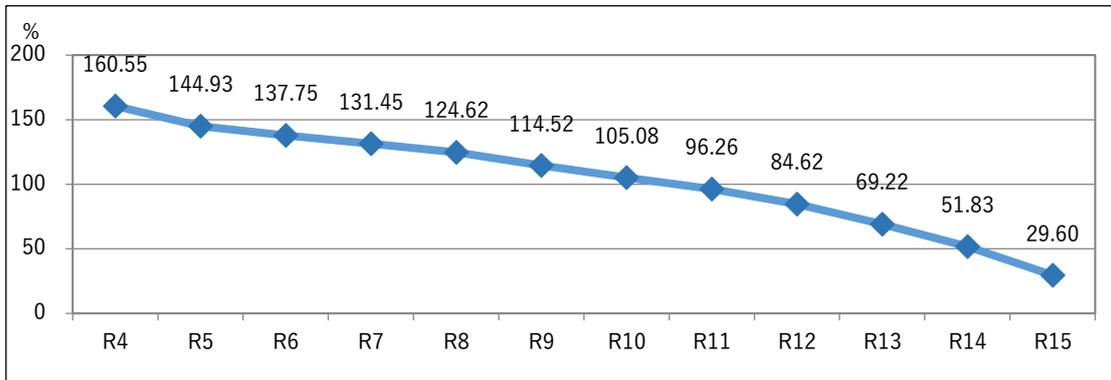
（図1-4）当年度純損益及び資金剰余額の推移



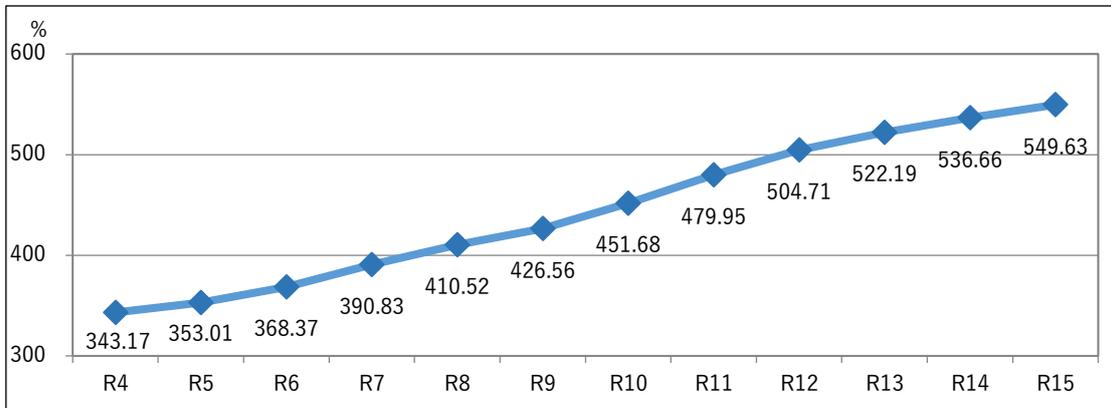
(图 1 - 5) 料金回収率



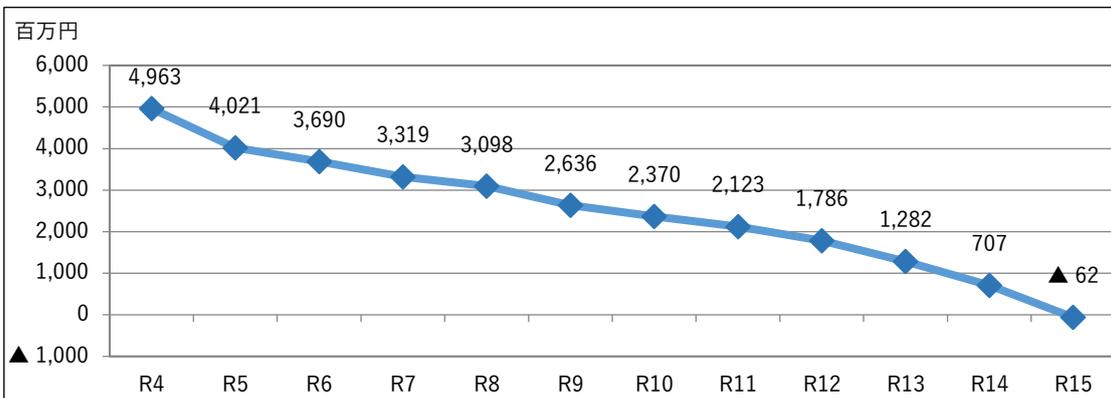
(图 1 - 6) 流動比率



(图 1 - 7) 企業債残高対給水収益比率



(图 1 - 8) 現金預金残高



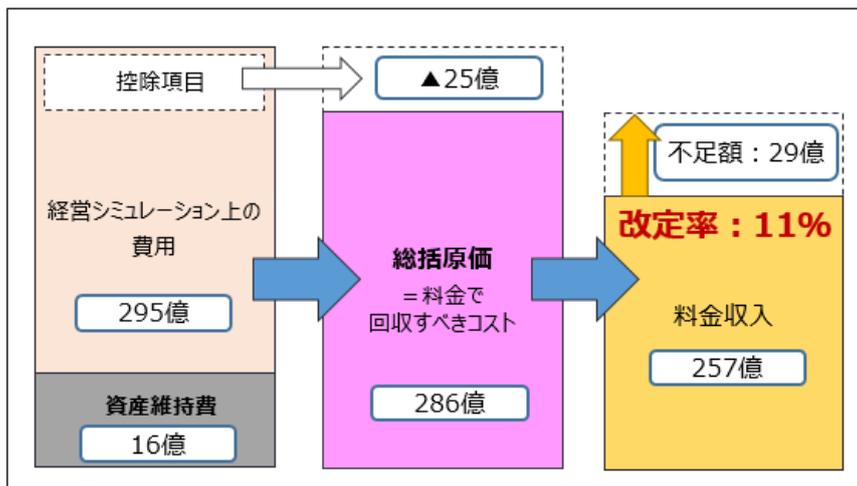
1 - 3. 水道料金の改定の考え方

これまで投資額の平準化や水道施設の高効率設備の導入をはじめ、業務におけるデジタル化やキャッシュレス決済の導入などを進め効率性の向上を図るとともに、太陽光発電や小水力発電事業、隣接市との配水場の共同化等による収入確保にも努めてきました。

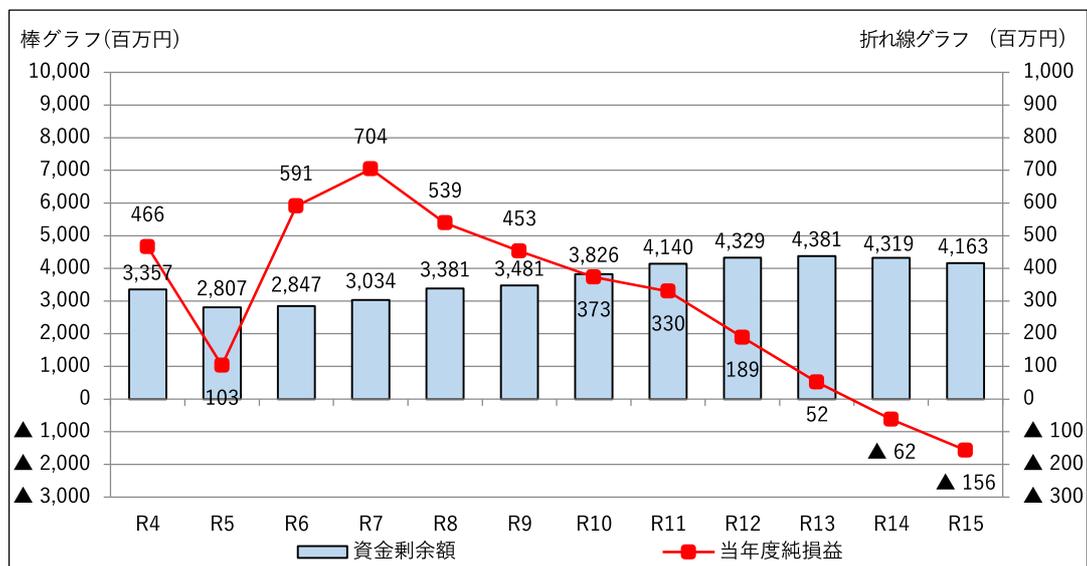
また、水道料金は、平成13年度に値上げ改定して以来約22年間、現状水準を維持してきましたが、現在の経営状況は危機的な状況に向かいつつあります。

水道事業は、水道料金を主な財源とする独立採算制で成り立っています。逼迫した現在の経営状況の早期改善を図るため、令和6年度から令和9年度の4年間にかかる「総括原価」をもとに、必要となる料金の総額を試算した結果、平均11%程度の値上げが必要です。なお「総括原価」には今後の施設や管路の更新に必要な資産維持費を加味し、収入からは、当初の役割が薄まりつつある加入金を徴収しないものとして試算しています。

(図1-9) 総括原価



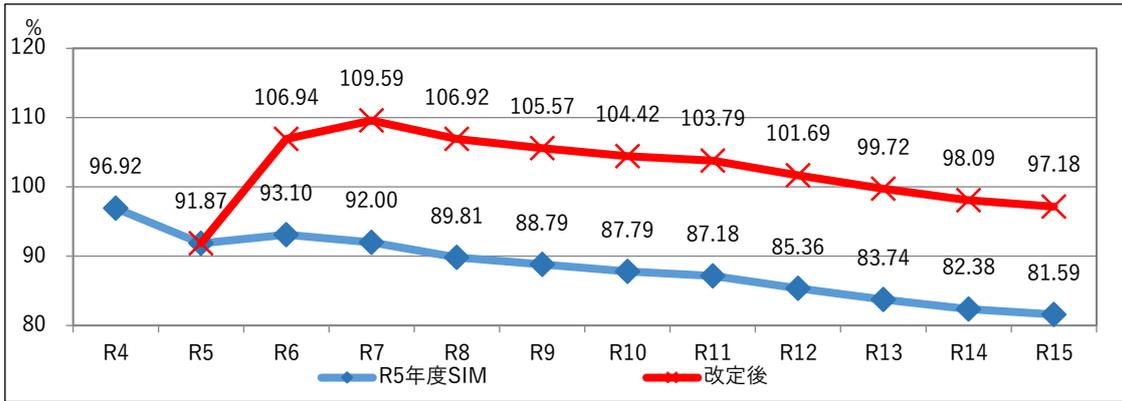
(図1-10) 当年度純損益及び資金剰余額の推移 (改定後)



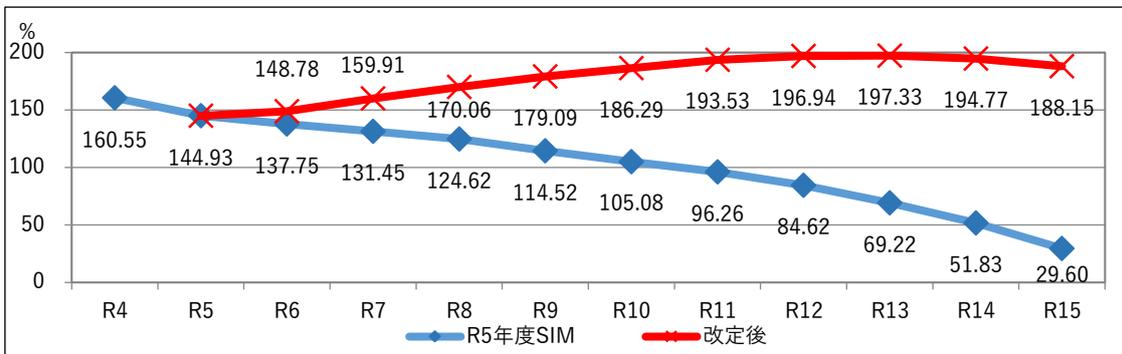
なお、企業債については、今後においても安定的な資金を確保しておくことが必要であることから、引き続きこれまでと同程度の企業債の活用が必要と見込んでいます。

また、平均11%程度の値上げを実施した場合の「料金回収率」、「流動比率」、「企業債残高対給水収益比率」及び「現金預金残高」の推移は、次の(図1-11)から(図1-14)までの折れ線グラフ(赤色)のとおりです。

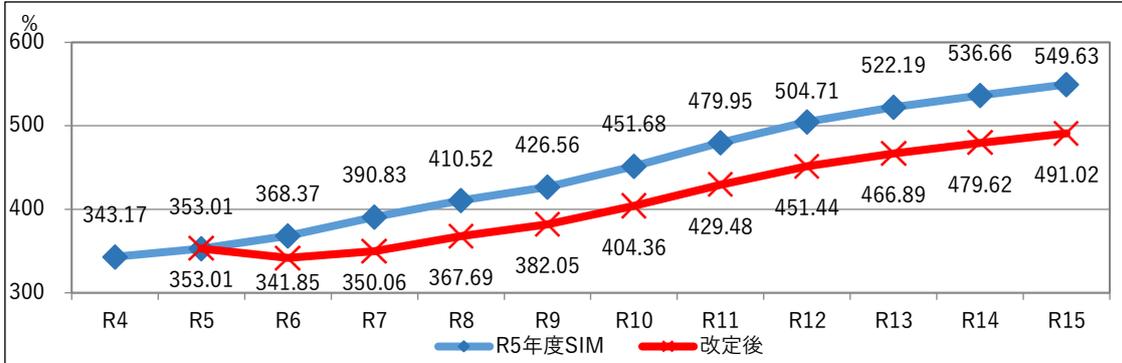
(图 1-1 1) 料金回収率



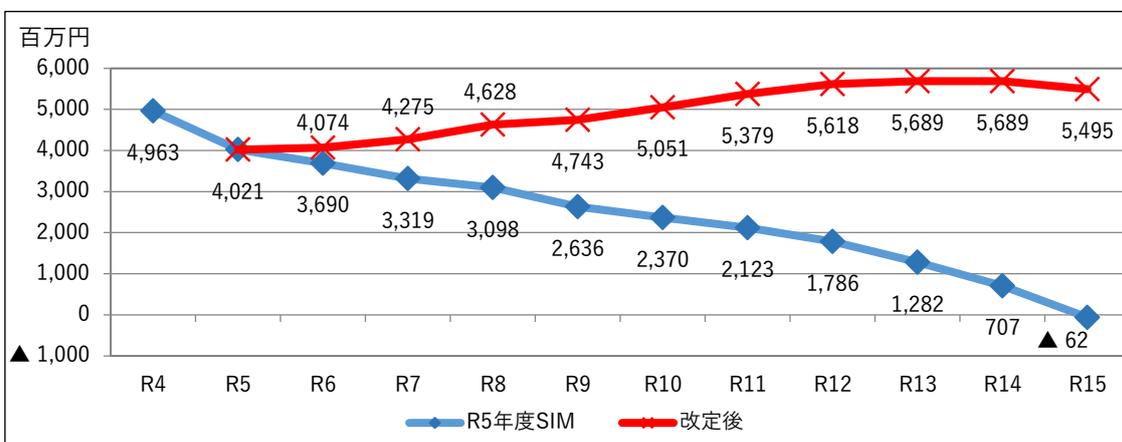
(图 1-1 2) 流動比率



(图 1 - 1 3) 企業債残高対给水収益比率



(图 1 - 1 4) 現金預金残高



1 - 4. 水道料金の体系

水道料金の体系については、水道の使用水量の有無に関係なく、水を供給できる体制を維持するための固定的経費に充てる「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費に充てる「従量料金」から構成される「二部料金制」を引き続き採用します。また、今後の給水量の減少が予測される状況において、必要な固定的経費を確保するため、基本料金の割合を高める必要があります。

なお、水道の使用用途の区分については、「一般用」とは別に「湯屋用」と「臨時用」を設ける現在の用途区分を維持します。基本料金については、給水管の口径が大きくなるごとに高くなる「口径別料金制」を、従量料金については、使用水量が多くなるごとに1 m³あたりの料金が高くなる逓増制を維持しますが、その逓増度については、小口使用者への負担に配慮しつつ是正を図る方向で見直します。

2. 下水道使用料の改定の必要性とそのあり方について

2-1. これまでの取組み

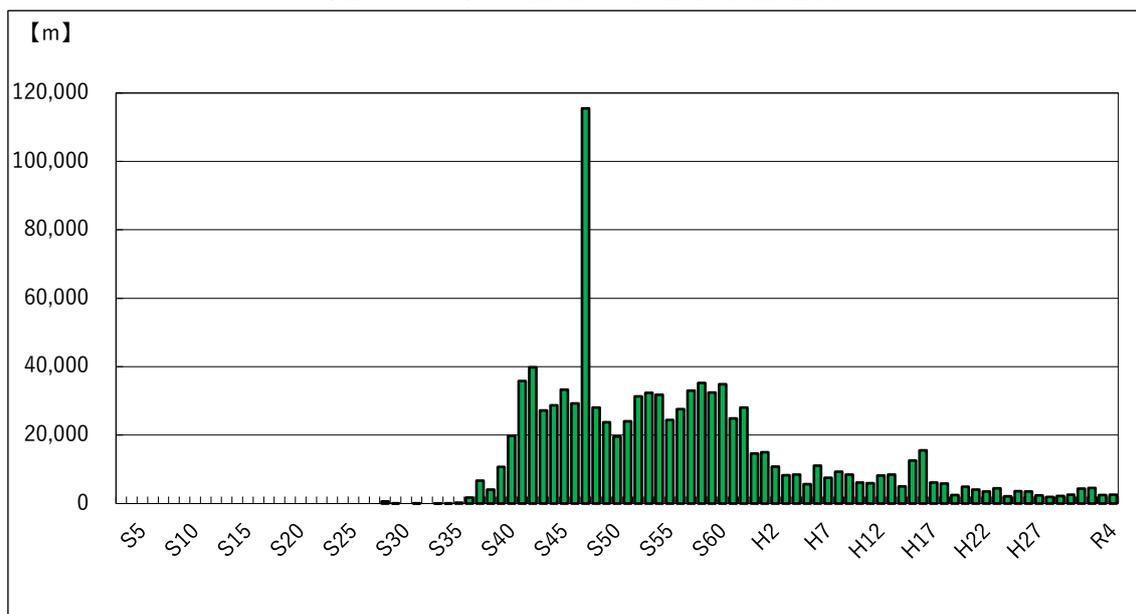
本市の下水道事業は、昭和26年に公共下水道事業の認可を受けた雨水排除の事業に始まり、その後、急速に市街化が進む中で、河川の水質改善やトイレの水洗化に対応すべく、下水処理場の建設と下水道管の整備を集中的に進め、平成当初には汚水に対する人口普及率がほぼ100%に達しました。

一方、雨水管や雨水ポンプ場の整備等、浸水対策を順次進めてきましたが、平成6年の集中豪雨による家屋の床上浸水など、相次ぐ浸水被害への対応が喫緊の課題となりました。そのため、新たな雨水計画を策定し、大口径の雨水バイパス管の整備などの取組みを進めており、現在では、5年に1度の大雨に対応できる雨水排水整備率は、約82%となっています。

これまでの整備状況は、処理場1か所、ポンプ場8か所、さらに汚水管や雨水管、合流管などの管路を約1,069km整備してきました。

近年は計画的に建物、設備、管路の更新や長寿命化を行うことで予防保全にも取り組んでいます。

(図2-1) 年度別下水道管敷設延長



2-2. 現状と課題

現在の排水人口は約40万人、普及率はほぼ100%を達成しています。一方、これまで整備してきた下水道施設は経年による劣化が進行しており、継続的かつスピード感を持って対応していく必要があります。管路については、年間約7kmの改築・修繕を行っています。また、浸水対策として、雨水バイパス管の整備などを行っています。

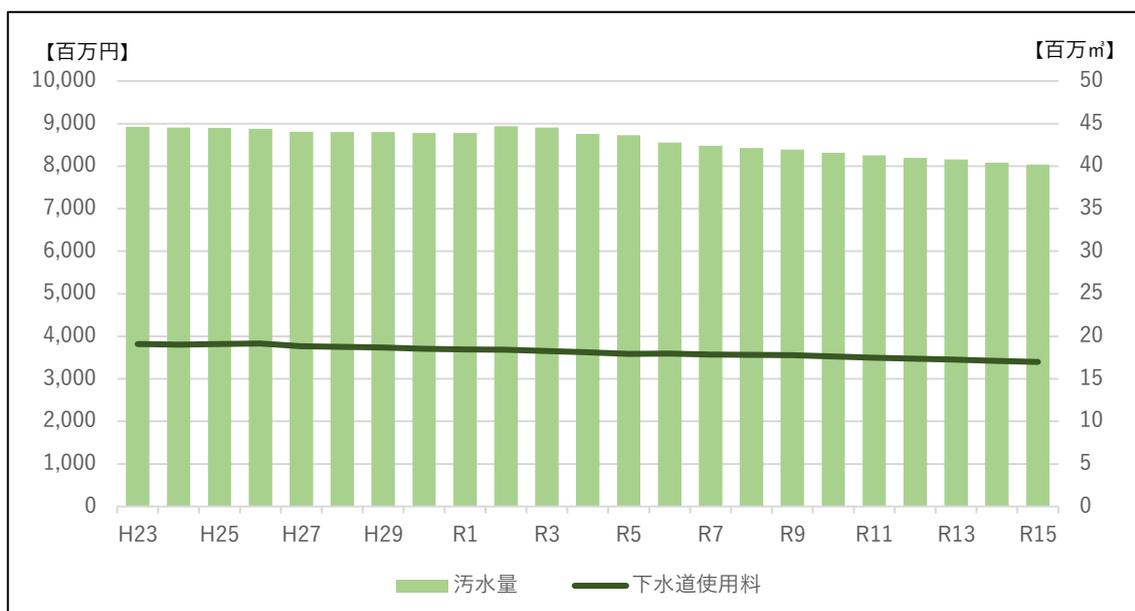
これらの下水道施設の改築・修繕などに要する費用は、世界情勢の影響などを受けた物価高騰の影響等から、今後も増加していくものと見込んでいます。

(図2-2) 施設更新費用



一方、汚水量は、使用者の節水意識の高まりや節水型機器の普及などにより、平成2年度をピークに、年々減少し続けています。このため下水道使用料収入も年々減少し、令和4年度は、平成23年度と比較して、約5%減少の36億2千4百万円にまで落ち込んでいます。これらの傾向は、今後とも継続していくものと見込んでいます。

(図2-3) 汚水量及び下水道使用料の推移

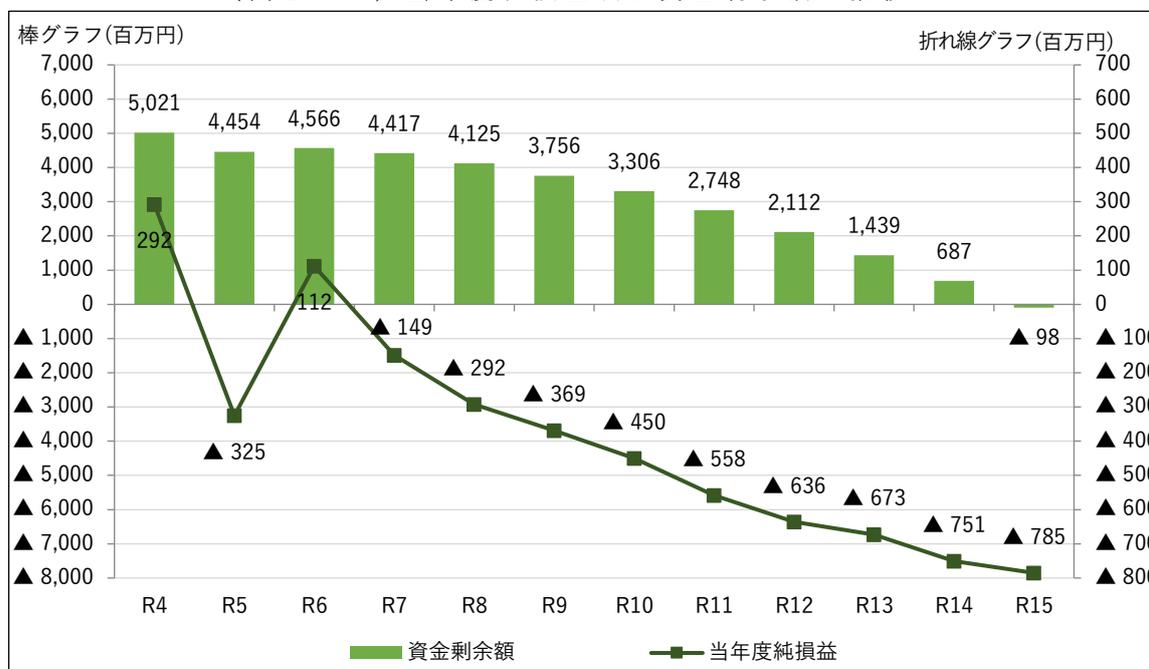


このように、下水道施設の更新などに要する費用が増加し、収入が減少傾向にある中、令和4年度公共下水道事業決算の見込みにおいては、使用料単価が82.79円/m³、汚水処理原価が91.51円/m³となり、これらを比較した「経費回収率」は、90.47%で、「原価割れ」の状態となっています（図2-5）。

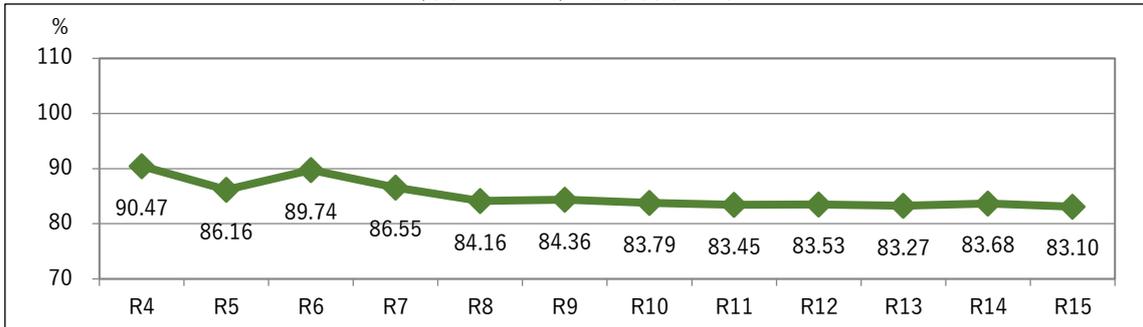
さらに、今後の経営状況を試算すると、令和7年度に1億4千9百万円の赤字となり、その後も赤字が続くことにより、年々資金剰余額を取り崩し、令和15年度に資金不足に陥ると見込まれます（図2-4）。

このほか、1年間の債務の支払い能力を示す「流動比率」は、令和15年度時点でも100%を上回り（図2-6）、様々な費用の支払いに必要となる現金の保有状況を示す「現金預金残高」についても、常備する必要がある40億円を一定保つことができる（図2-8）ものの、下水道使用料の収入に対する借金の割合を示す「企業債残高対事業規模比率」は、年々、上昇し続け、企業債残高が増加していくことが見込まれます（図2-7）。

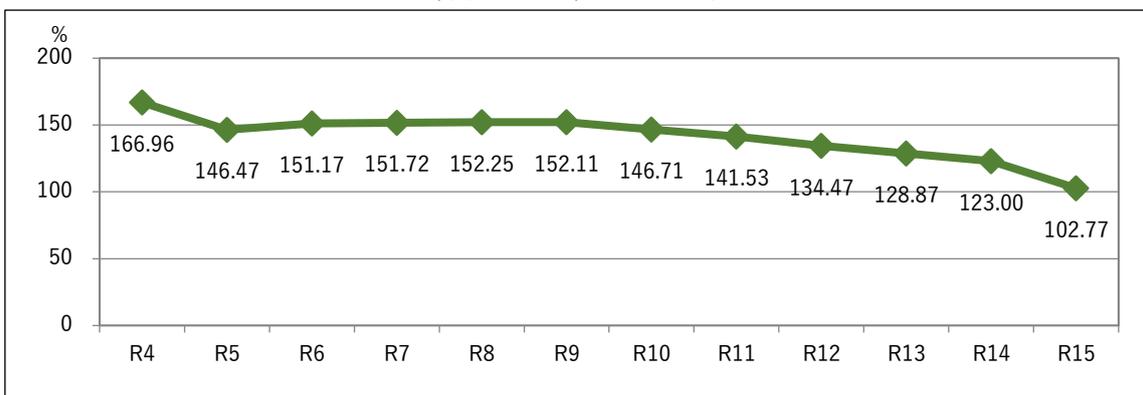
（図2-4）当年度純損益及び資金剰余額の推移



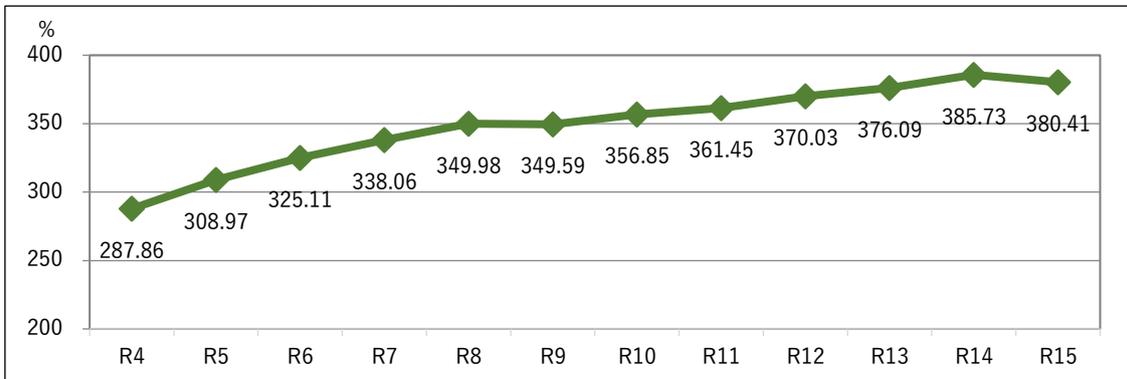
(图 2 - 5) 経費回収率



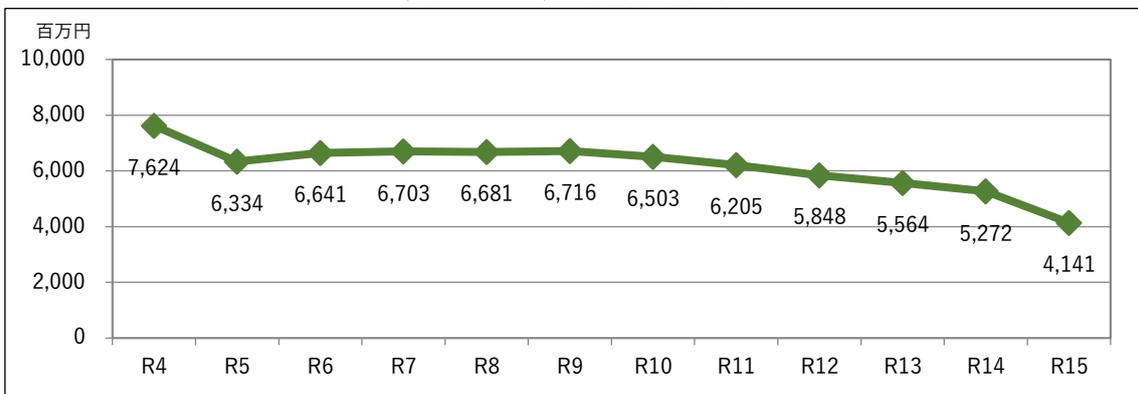
(图 2 - 6) 流動比率



(图 2 - 7) 企業債残高対事業規模比率



(图 2 - 8) 現金預金残高



2-3. 下水道使用料の改定の考え方

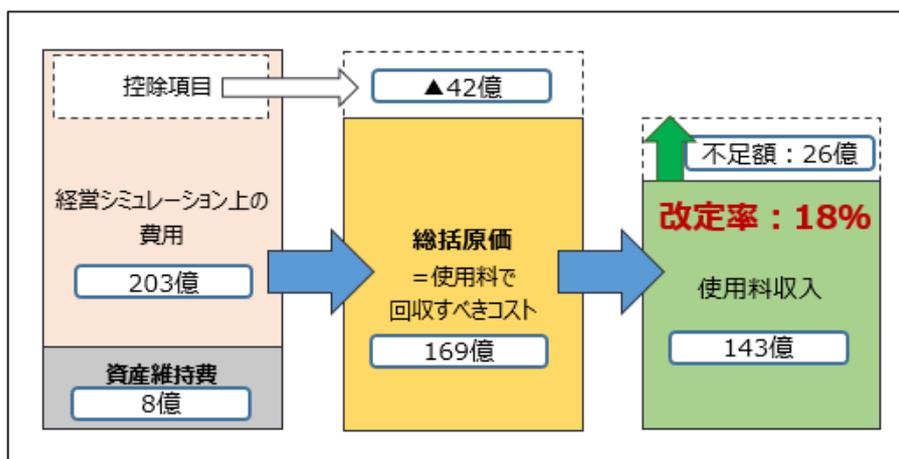
これまで状態監視に基づく計画的な改築・修繕などによる投資額の平準化や下水道施設の高効率設備の導入をはじめ、業務におけるデジタル化やキャッシュレス決済の導入などを進め、効率性の向上を図るとともに、企業債充当率の引き下げによる企業債残高の適正化にも努めてきました。

また、下水道使用料の値上げ改定は、平成16年度に改定して以来約19年間、現状水準を維持してきましたが、現在の経営状況は危機的な状況に向かいつつあります。

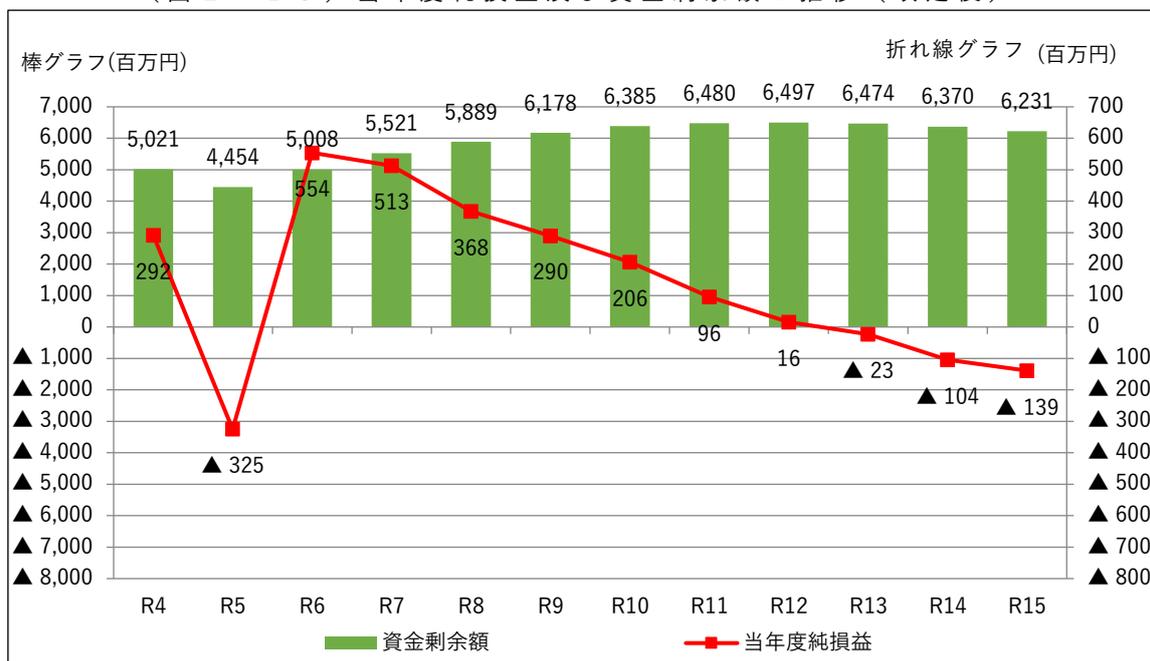
公共下水道事業は、公費による雨水処理分を除き、汚水処理については、下水道使用料を主な財源とする独立採算制で成り立っています。

逼迫した経営状況の早期改善を図るため、令和6年度から令和9年度の4年間にかかる「総括原価」をもとに、必要となる使用料の総額を試算した結果、平均18%程度の値上げが必要です。なお、「総括原価」には、今後の施設や管渠の更新などに必要となる資産維持費を加えて試算しています。

(図2-9) 総括原価



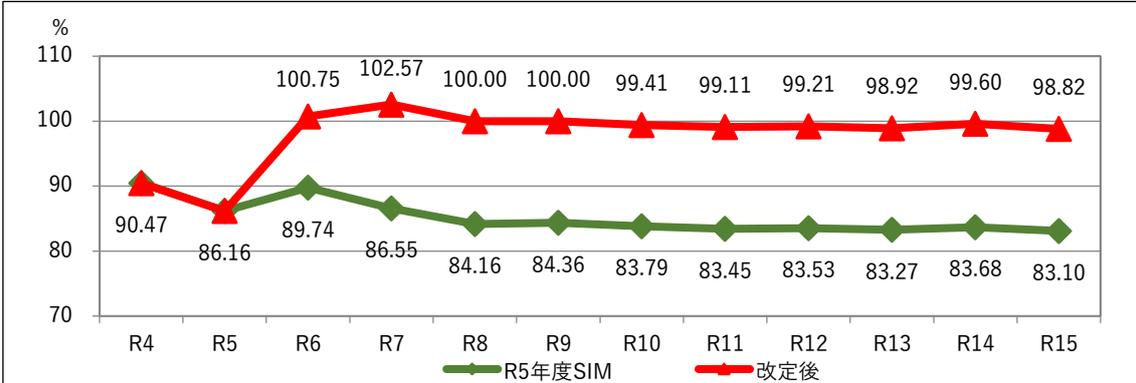
(図2-10) 当年度純損益及び資金剰余額の推移 (改定後)



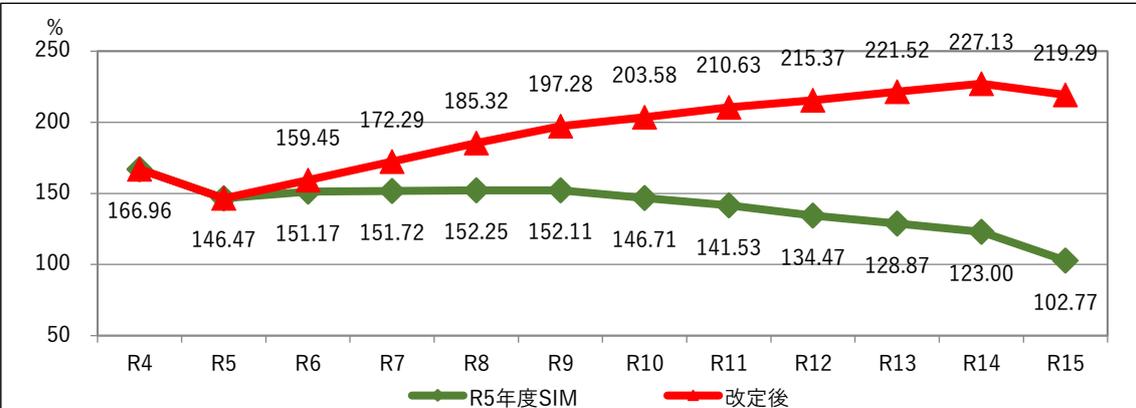
なお、企業債については、今後においても安定的な資金を確保しておくことが必要であることから、引き続きこれまでと同程度の企業債の活用が必要と見込んでいます。

また、平均18%程度の値上げを実施した場合の「経費回収率」、「流動比率」、「企業債残高対事業規模比率」及び「現金預金残高」の推移は、次の(図2-11)から(図2-14)までの折れ線グラフ(赤字)のとおりです。

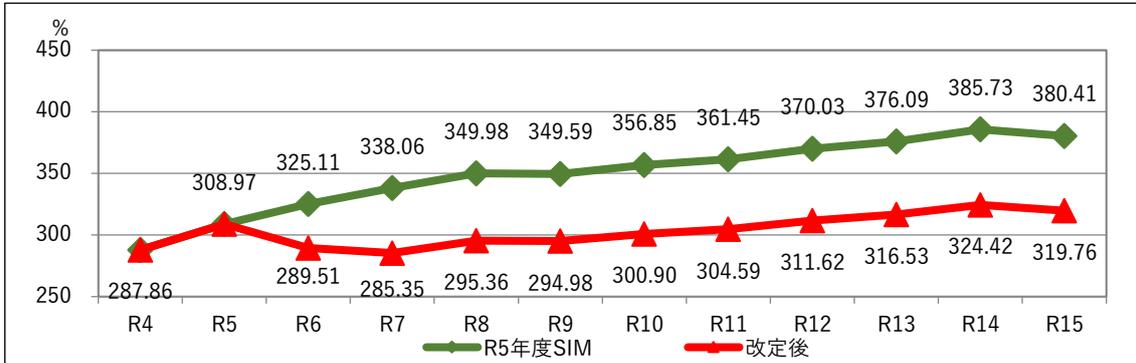
(图 2 - 1 1) 経費回収率



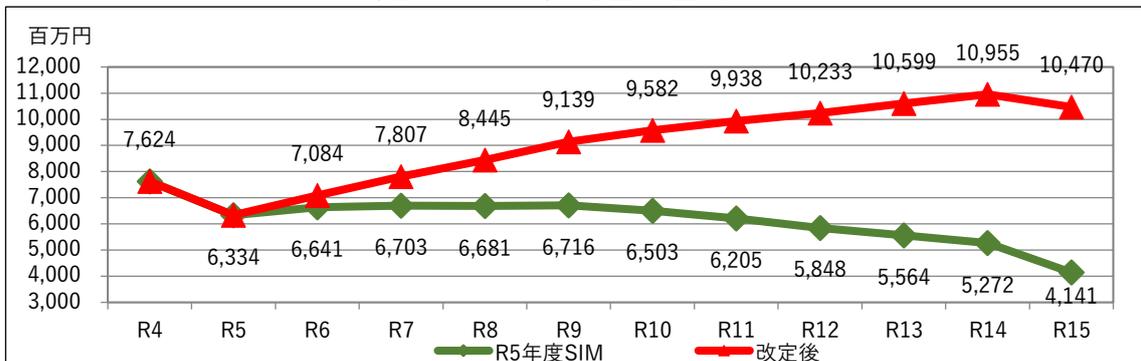
(图 2 - 1 2) 流動比率



(图 2 - 1 3) 企業債残高対事業規模比率



(图 2 - 1 4) 現金預金残高



2-4. 下水道使用料の体系

下水道使用料の体系については、汚水量の有無に関係なく、下水道施設を維持するための固定的経費に充てる「基本使用料」と、排出した汚水量に応じて必要となる経費に充てる「従量使用料」から構成される「二部使用料制」を引き続き採用します。また、今後の汚水量の減少が予測される状況において、必要な固定的経費を確保するため、基本使用料の割合を高める必要があります。

なお、下水道の使用用途の区分については、「一般用」とは別に「公衆浴場」と「臨時用」を設ける現在の用途区分を維持します。基本使用料は、単一使用料制とし、従量使用料については、汚水量が多くなるごとに 1 m³あたりの使用料が高くなる逡増制を維持しますが、その逡増度については、小口使用者への負担に配慮しつつ、是正を図る方向で見直します。

3. 適正な水道料金及び下水道使用料について

水道料金及び下水道使用料については、法令などで、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものとするとともに、計画的な更新等の原資となる資産維持費の計上や3年から5年ごとの適切な時期による見直しが求められています。

今回の水道料金及び下水道使用料の改定は、第2次とよなか水未来構想の計画期間内である令和6年度から令和9年度までの4年間における総括原価を算出し、この期間内における適正な水道料金及び下水道使用料の設定を行っていますが、今後においても、常に最新の経営状況を確認し、適切な時期に水道料金及び下水道使用料の改定の検討を行うこととします。

このことにより、今後とも、老朽施設の更新や耐震化を着実に進め、安全安心の水道・下水道を構築するとともに、将来世代に負担を先送りすることのない健全な地方公営企業の経営を進めてまいります。